

# 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

## ■ 所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## ■ 算定条件など

- ① 対象となる疾患は以下のとおりです。
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹
  - ・蜂窩織炎
  - ・慢性心不全の増悪（2024年追加）
- ② 上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。
- ③ 診断名、診療機関、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する。
- ④ 請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。
- ⑤ 算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

## ■ 対象疾患と主な治療内容

肺炎	胸部X-P、血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服・抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）など適宜必要な治療を行う。

## ■ 令和7年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾患名	算定月	令和7年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		2		2	1		1	1	2	3	3	
	日数		18		17	10		1	10	4	16	13	
尿路感染症	人数					1							2
	日数					5							8
带状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数									2	1		
	日数									15	8		
慢性心不全 の増悪	人数		1			1		3	1				
	日数		3			9		18	8				